

## 災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書（案）

立川市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。以下同じ。）の受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）に起因して公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した帰宅困難者に対し、甲が実施する応急活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力業務の内容）

第2条 甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。

- (1) 乙の施設の一部を帰宅困難者を受入れる一時滞在施設として提供すること。
- (2) 乙が備蓄する飲料水、食料等を帰宅困難者に対して提供すること。
- (3) 駅周辺等から甲が指定する場所へ帰宅困難者を誘導すること。
- (4) 前3号に関して必要な人員を提供すること。
- (5) その他乙が帰宅困難者の受入れ等に関し甲に協力できる事項

2 前項第1号の規定による帰宅困難者の受け入れについての期間は最長で3日間とし、人数は最大で〇〇人とする。

### （協力要請の手続）

第3条 甲は、前条第1項各号に掲げる業務の協力を乙に要請する場合は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、帰宅困難者の受入れ等に関する要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭等により連絡するとともに、後日文書を提出するものとする。

- (1) 協力要請をする理由
- (2) 活動内容
- (3) 実施期間
- (4) 実施場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前条の規定により、甲が乙に協力を要請することができる時間帯は、原則として乙の営業時間内に限るものとし、その実施期間は、原則として災害発生後3日間とする。ただし、期間を延長する場合は、再度要請するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、第2条に規定する業務が完了したときは、帰宅困難者の受入れ等に

関する活動終了報告書（第2号様式）により、直ちに甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第5条 第2条第1項第2号の規定による協力に要した費用は、乙が一時的に立て替え、その後乙の請求により甲が補填する。

2 前項の規定による費用弁償等については、帰宅困難者の受入れ等に関する活動費用請求書（第3号様式）により、甲に請求するものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

2 乙が、第2条第1項各号の規定による協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙に及ばない。

（災害時の情報共有）

第7条 甲及び乙は、第3条に基づく協力期間中に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。なお、乙は、甲が関係行政機関に対し防災に関して必要な情報提供を行うことに同意をするものとする。

（守秘義務）

第8条 乙は、第2条第1項各号の協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

（訓練）

第9条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

(甲) 立川市泉町 1156 番地の 9  
立川市  
代表者 立川市長

(乙)

第1号様式（第3条関係）

帰宅困難者の受入れ等に関する要請書

年 月 日

様

立川市長



災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

要 請 理 由	
活 動 内 容	
実 施 期 間	月 日 午前・午後 時 分 から 月 日 午前・午後 時 分 まで
実 施 場 所	
そ の 他	

第2号様式（第4条関係）

帰宅困難者の受入れ等に関する活動終了報告書

年 月 日

立川市長 殿



災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

活動終了日時	年 月 日 時 分
実施場所	
活動人員	
連絡先	
活動内容	
その他	

第3号様式（第5条関係）

帰宅困難者の受入れ等に関する活動費用請求書

年 月 日

立川市長 殿

印

災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定第5条第2項規定により、  
帰宅困難者受入れに要した費用を次のとおり請求します。

金 \_\_\_\_\_ 円也

第3号様式内訳書

	名 称	数 量	単 価	金 額
飲料水				
小 計				
食料				
小 計				
そ の 他				
小 計				
			合 計	